

現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の適正配置について

令和2年4月1日制定

令和4年12月1日改正

市の発注工事においては、現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下、「主任技術者等」という。）の配置が必要となります。

また、建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。以下の内容は、これら現場代理人及び主任技術者等に関する留意事項です。

1 現場代理人について

(1)現場代理人の資格要件

特別な資格は要しませんが、直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）であることが必要です。

(2)現場代理人の常駐

現場代理人は、工事現場に常駐することが「喜多方市工事請負契約約款」において義務付けられています。「常駐」とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、受注者の代理として工事現場の運営、取締りを行い、発注者又は工事監督員との連絡に支障をきたさないようにする必要があります。

(3)現場代理人の兼務

現場代理人は一つの工事現場に常駐を要することから、特別な場合を除いて他の工事と重複して現場代理人となることはできません。

特別な場合については、「喜多方市現場代理人の常駐義務緩和措置運用基準」による場合とし、別添1にまとめていますので参照してください。

また、営業所における専任の技術者（以下、「営業所専任技術者」という。）は、現場代理人になることはできません。

2 主任技術者等について

(1)主任技術者等の配置について

ア 主任技術者

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合には、元請、下請、請負金額にかかわらず工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。（建設業法第26条第1項）主任技術者は、請け負った建設工事全体の統括的な施工管理を行います。

具体的には、施工計画書の作成、工程の管理、品質管理、技術的指導、安全管理等を行います。

イ 監理技術者

発注者から直接受注した建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。（建設業法第 26 条第 2 項）

監理技術者は、主任技術者の職務に加え、下請業者の指導・監督、複雑化する工程管理など総合的な役割を果たすことが求められます。

(2)主任技術者等の資格要件

ア 直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）であること。

ただし、専任の場合は、開札日（随意契約による場合にあっては見積書の提出日）以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があることを要します。

イ 工事を施工するために必要な技術者資格又は実務経験を有すること

主任技術者の場合：建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ、ハによる

監理技術者の場合：建設業法第 15 条第 2 号イ、ロ、ハによる

(3)主任技術者等の専任について

公共性のある工作物に関する重要な工事（請負金額 3,500 万円以上、建築一式工事においては 7,000 万円以上）に設置する主任技術者等は、原則として工事現場ごとに専任※で配置しなければなりません。

※「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務のみに従事しなければならないことを意味します。

(4)主任技術者等の兼務

ア 専任を要しない工事の主任技術者であれば、他工事との兼務が可能です。ただし、変更契約により請負金額が 3,500 万円以上となった場合、専任の技術者の配置が必要となります。そのような可能性の高い工事との兼務については行わないよう留意する必要があります。

なお、監理技術者については、特例監理技術者を配置することで 2 件まで他工事との兼務が可能となりますが、兼務する工事ごとに監理技術者補佐を専任で配置する必要があります。

イ 専任の主任技術者については、原則として他工事との兼務ができません。

ただし、以下のいずれかの要件に該当する場合は、同一の専任の主任技術者が2件まで兼務可能です。この場合、開札後の事後審査時に「主任技術者兼務届出書」（様式1）に該当する要件を記載のうえ提出してください。

- （ア）工事現場の相互間の距離が10km程度以内で、工事対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められること
- （イ）工事現場の相互間の距離が10km程度以内で、工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要する
- （ウ）工事現場の相互間の距離が10km程度以内で、工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要する
- （エ）工事現場の相互間の距離が10km程度以内で、資材の調達を一括で行い、相互に工程調整を要する
- （オ）工事現場の相互間の距離が10km程度以内で、相当の部分の工事を同一の下請業者で施工し、相互に工程調整を要する

3 営業所専任技術者について

(1)営業所専任技術者とは

建設業法第7条第2号において建設業の許可要件として、営業所ごと又は許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者をおかなければならないこととなっており、原則としてその営業所に常勤し、専らその職務に従事しなければなりません。

(2)現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所専任技術者との兼務はできません。

(3)主任技術者等との兼務

主任技術者等が専任を要する場合を除き、次の全ての要件を満たせば営業所専任技術者との兼務が可能です。

- ア 営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。
- イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、営業所における職務に支障がないこと。

4 現場代理人と主任技術者等との兼務について

同一請負契約については、現場代理人と主任技術者等は兼務することが可能です。ただし、特例監理技術者を配置する工事においては、現場代理人と監理技術者補佐は兼務は可能ですが、特例監理技術者は兼務できません。

5 現場代理人、主任技術者等の変更について

現場代理人、主任技術者等の変更については、適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、原則工期途中での交代を認めていません。制限付一般競争入札においては、開札後の事後審査時に入札参加資格審査調書により届け出た時点から変更を認めません。

ただし、同一請負契約で現場代理人と主任技術者を兼務する場合、大幅な工事内容の変更により、工事途中で下請契約の請負代金の合計 4,000 円（建築一式工事事においては 6,000 万円）以上となるような場合には、監理技術者の資格を有する者を主任技術者等として配置するようにしてください。

また、やむを得ない特別な理由がある場合も交代を認めます。

このような場合、提出前に監督員と協議のうえ、手続きを進めてください。必要な手続きの終了後に現場代理人及び主任技術者等通知書を変更後の内容で提出してください。

6 配置する現場代理人、主任技術者等の確認資料の提出について

(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証するもの

以下の書類のいずれかを提出してください。

- ア 健康保険被保険者証の写し
- イ 雇用保険証の写し又は雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- ウ 住民税特別徴収税額（変更）通知書の写し

(2) 配置技術者の資格を証明するもの

以下の書類のいずれかを提出してください。

- ア 監理技術者の場合
 - ・ 監理技術者資格者証（表・裏）の写し
 - ・ 監理技術者講習終了証の写し
- イ 主任技術者の場合
 - ・ 資格証明書等の写し（国家資格を有する場合）
 - ・ 経歴書（実務経験による場合）

(3) 提出方法について

- ア 制限付一般競争入札の場合、まず、開札後の事後審査時に提出する資料として契約管理課に提出してください。
- イ 契約締結後、工事担当課に提出する必要がある「現場代理人及び主任技術者等通知書」の添付書類として提出してください。なお、この際に、事後審査時と異なる現場代理人及び主任技術者等を配置することは原則できませんのでご注意ください。

別添資料 現場代理人の兼務について

1 現場代理人を兼務することができる工事の対象

現場代理人は工事現場に常駐が必要であり、原則他工事との兼務は認められません。

しかし、以下の要件一覧に示すような場合で、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保される場合には、「喜多方市現場代理人の常駐義務緩和措置運用基準」に基づき、現場代理人の兼務を可能とする取扱いをしております。

現場代理人の兼務が可能な要件一覧

基準 No.	要件（各ア～ウの全てを満たすこと）		兼務可能件数
(1)	ア	市及び県又は他市町村の発注工事	3件 ※専任の主任技術者を要する工事を含む場合は2件
	イ	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事 又は 施工にあたり相互に調整を要する工事（※1）	
	ウ	工事現場間の相互の間隔が10km程度以内の近接した工事	
(2)	ア	市が発注する工事	2件
	イ	同種工事である（※2）	
	ウ	当初請負金額がそれぞれ3,500万円未満の工事	
(3)	ア	市が発注する工事	3件 (※5件) ※災害復旧工事を兼務する場合
	イ	同種工事である（※2）	
	ウ	当初請負金額がそれぞれ3,500万円未満の工事で、かつ兼務する工事の当初請負金額の総額が4,000万円未満。 ※災害復旧工事を2件以上兼務する場合、5件の兼務を可とする。ただし、当初請負金額の総額が、5,000万円未満。	
(4)	ア	市が発注する工事	2件以上
	イ	現場間の最短経路が概ね100m以内の工事	
	ウ	一体とした現場管理が可能な工事	

※1 「相互に調整を要する工事」とは、以下のような場合をいいます。

- ① 工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要する。
- ② 工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要する。
- ③ 資材の調達を一括で行い、相互に工程調整を要する。
- ④ 相当の部分の工事を同一の下請業者で施工し、相互に工程調整を要する。

※2 「同種工事」とは、発注で求められる工種が同一であることをいいます。ただし、土木一式、舗装、とび・土工・コンクリート、水道施設工事は同種工事として取り扱います。

2 提出書類

上記 1 の各基準に応じ、下記のとおりになります。

基準 No.	提出書類
(1)	【市発注工事で兼務する場合】 ・主任技術者・現場代理人兼務届出書（様式 1） 【市発注工事と県又は他の市町村発注工事との兼務の場合】 ・現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書（様式 2） ・県又は他の市町村の発注者からの承認書の写し ※ 手続き方法については、下記 3 を参照。
(2)	現場代理人兼任配置申請書（様式 3）
(3)	現場代理人兼任配置申請書（様式 3）
(4)	現場代理人兼任配置申請書（様式 3）

3 上記(1)で、県又は他市町村発注工事との兼務をする場合、必要となる手続き（承認手続き）

(1)県又は他市町村の工事に配置されている現場代理人を市の工事に配置する場合

申請者は、直接県又は他市町村の発注者に申請し承認を受けた後に、その写しを添付して市に申請する必要があります。

申請方法については、県又は他市町村への申請においては、各発注者が指定する様式により申請し、承認を受けてください。

市への申請においては、別紙様式 2 「現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書」を使用してください。

この場合、あらかじめ、開札予定日までに、県又は他市町村に対し申請を行い、承認を得ておくようにし、審査関係書類提出の際に、その写しと市への申請書を提出してください。

(2)市の工事に配置されている現場代理人を県又は他市町村の工事に配置する場合

申請者は、市に別紙様式 2 により申請を行い、承認を受けた後に、その写しを添付して県又は他市町村に申請してください。

なお、現場代理人の常駐義務緩和の要件については、発注者ごとに異なりますので確認のうえ申請するようにしてください。

提出様式一覧

NO.	様式名	提出が必要な場合
様式 1	主任技術者・現場代理人 兼務届出書	・専任の主任技術者が同一現場等、一定の要件のもとに他工事を兼務する場合 ・市発注工事の間で現場代理人を兼務する場合で、「喜多方市現場代理人の常駐義務緩和措置運用基準」2(1)の要件を適用する場合
様式 2	現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書	市発注工事と県又は他の市町村発注工事とで現場代理人を兼務する場合
様式 3	現場代理人兼任配置申請書	市発注工事と市発注工事を兼務する場合（様式 1 に該当する場合を除く。）

現場代理人の常駐義務緩和の可否について（ケース別）※記載金額は当初請負額

※記載金額は当初請負額

基準No.(1) 市及び県又は他市町村の発注工事

判定

例 1 - 1

市発注工事
3000万円

+

県発注工事
3000万円

+

〇〇町発注工事
2000万円

一定要件を満たし、県や他市町村が兼務を認める場合に限り

兼務可

例 1 - 2

県発注工事
3500万円

+

市発注工事
4000万円

一定要件を満たした場合に限り

兼務可

基準No.2 兼務する工事に関連性が無い場合等(市発注工事の同種工事のみ)

・災害復旧工事を含まない場合

例 2 - 1

市発注工事
3490万円

+

市発注工事
3,490万円

発注課で兼務可と認めた場合

兼務可

例2-2

市発注工事
3500万円

+

市発注工事
4000万円

3500万円以上の工事は兼務不可
兼務不可

例 2 - 3

市発注工事
1500万円

+

市発注工事
800万円

+

市発注工事
1500万円

総額4000万円未満なので
発注課で兼務可と認めた場合

兼務可

例 2 - 4

市発注工事
2000万円

+

市発注工事
1000万円

+

市発注工事
1500万円

総額で4000万円を超えるので

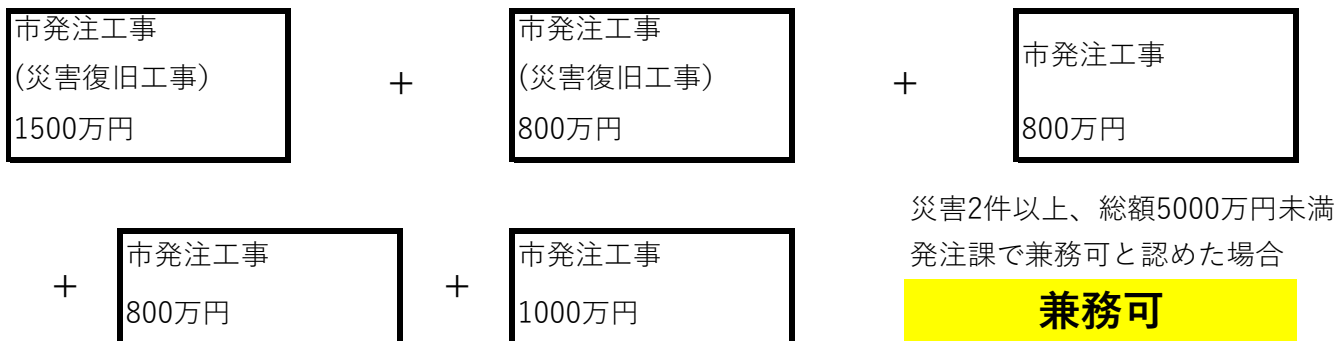
兼務不可

※2件までなら兼務可

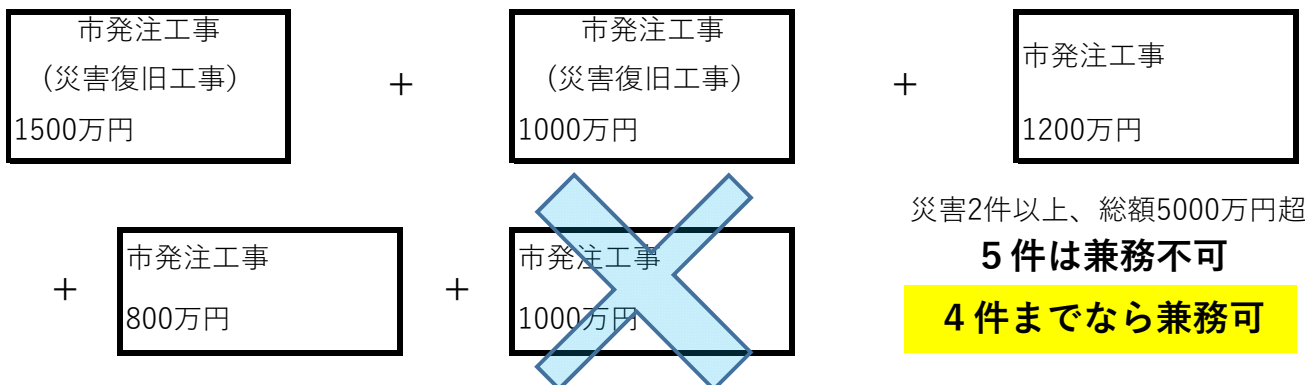
基準No.3 兼務する工事に関連性が無い場合等(市発注工事の同種工事のみ)

・災害復旧工事を含む場合

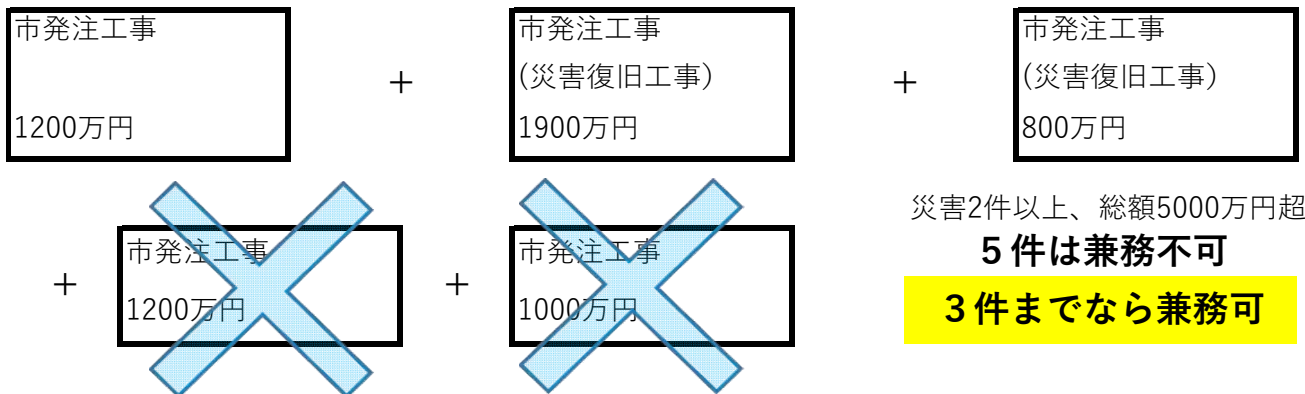
例3-1



例3-2



例3-3



基準No.4 近接工事

近接工事については、個別のケースで判断することとなりますが、想定されるケースは次のとおり

- ・下水道管渠布設工事と当該施工箇所の水道布設替工事
- ・連続する区間の道路改良工事
- ・施設建設の際の、建築主体工事と外構工事（設備工事）

主任技術者・現場代理人兼務届出書

令和 年 月 日

喜多方市長

落札候補者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名
担 当 者 名
連絡先(電話)
(電子メール)

【本工事】工事番号 第 号

工事名（工種）		工期	契約金額
工事場所			
		令和 年 月 日～	円
		令和 年 月 日	
主任技術者		現場代理人	

工事における配置技術者等の兼務要件の拡大に基づき、標記の工事の技術者等を下記の工事と兼務させることを希望します。

記

1 兼務の内容

【主任技術者が兼務する工事】工事番号 第 号

工事名（工種）		工期	契約金額
工事場所			
(			

【現場代理人が兼務する工事】工事番号 第 号

工事名（工種）	工期	契約金額
工事場所		
（ ）	令和 年 月 日～	円
	令和 年 月 日	

◆ 該当する要件(番号を○で囲んでください)

工事現場の相互の距離が 10km程度以内で、なおかつ

- 1 工作物に一体性若しくは連続性が認められる
- 2 工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要する
- 3 工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要する
- 4 資材の調達を一括で行い、相互に工程調整を要する
- 5 相当の部分の工事を同一の下請業者で施工し、相互に工程調整を要する
- 6 その他 ()

様式 2

現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書	
1 対象工事 1	
発 注 機 関	
担 当 課 名	(tel)
工事番号・工事名	第 号
工 事 箇 所	
工 事 概 要	
契 約 額 等(注 1)	
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
※契約前で工期の定ま ていないときはこちらに 記入すること	入札公告日：令和 年 月 日 開札予定日：令和 年 月 日 工 期： 日間又は 年 月 日限り
主任技術者氏名(注 2)	
2 対象工事 2	
発 注 機 関	
担 当 課 名	(tel)
工事番号・工事名	第 号
工 事 箇 所	
工 事 概 要	
契 約 額 等(注 1)	
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
※契約前で工期の定ま ていないときはこちらに 記入すること	入札公告日：令和 年 月 日 開札予定日：令和 年 月 日 工 期： 日間又は 年 月 日限り
主任技術者氏名(注 2)	
3 現場代理人 氏名	
4 要 綱 適 用 項 目 (どちらかにチェック)	☐ 同一の主任技術者が管理出来る工事 ☐ 特に発注者が支障がないと認めた工事
上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることについて承認願いま す。 令和 年 月 日 (対象工事 1 発注者) 様 (対象工事 2 発注者) 様 会社名 印 代表者名	
上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることについて 別紙の条件を付して承認しますので他の常駐義務緩和工事の発注機関からの承認 書及び条件書等の写しを提出して下さい。 承認できません。 令和 年 月 日 様 印	

注 1 契約前の場合は工事等発注見通しから記載し、不明の場合は記入しないこと。

注 2 予定も含む。

※ 申請者は控を含めて発注者毎に申請書を 2 部（申請書以外は 1 部）提出すること。

※ 他の常駐義務緩和工事の承認が得られなかった場合は、承認は無効となります。

※ 契約前の申請で契約の相手方にならなかった場合は、承認は無効となります。

※ 発注機関が異なる場合は、相互の距離がわかる位置図及び配置予定現場代理人に係

る経歴書を添付すること。

- ※ 工事概要は代表数量と、より詳細な工事内容を具体的に記載すること。
- ※ 随意契約の場合、「入札公告日」とあるのは「見積依頼日」と、「開札予定日」とあるのは「見積書提出予定日」と読み替えて記載すること。
- ※ 同一発注機関である場合は、工事発注者を一行とすること。
- ※ 工事概要等の記載に不備がある場合は、承認されないことがあります。
- ※ 工事発注者は「承認します」「承認できません」のいずれかの行を横線で削除し回答すること。
- ※ 本様式は、福島県発注の工事に適用するものであり、発注者が市町村の場合で、市町村に常駐義務緩和の承認を申請する場合は当該市町村の手続きによります。

【回答・承認時の対応】

- 1 対象工事発注者は、現場代理人の常駐義務緩和について支障ないと判断した場合には、回答欄の対象工事発注者の欄に押印をし申請者に回答するとともに、他の常駐義務緩和工事の発注者からの承認書及び条件書等の写しの提出を申請者から受けること。
(支障があると判断した場合には、「承認します」の行を横線で削除し、対象工事発注者の欄に押印し申請者に回答します。)
- 2 支障の有無の判断においては必要に応じて他の常駐義務緩和工事の発注者と意見交換を行うこと。

別紙

現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書の承認に当たって付す条件

令和 年 月 日

- (1) 緩和が承認された工事現場において、次の事項を履行すること。
- 履行されていないことが確認された場合には、緩和の承認を取り消すものとする。
- ① 現場代理人が不在となる工事現場においては、工事現場の取締りのほか、工事の施工に関する事項を処理できる責任者を指定し、必ず配置すること。
- ② 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
- ③ 現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監督員と必ず連絡が取れる体制を構築すること。
- ※ ただし、緩和の承認を受けた工事の施工に当たっては、次の場合に限り上記①、②、③の義務事項を除外する。
- ア) 工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合
- イ) 契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合
- ウ) 片方の工事が中止又は休止となっている場合
- エ) 工場製作のみが行われている場合
- ④ 現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること。
- ⑤ 現場代理人は、労働安全衛生法及び労働安全規則に基づき、安全衛生推進者、安全衛生責任者等を選任すること。
- また、作業責任者が必要な作業においては必ず配置すること。
- (2) 緩和が承認された工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故や施工管理の不備等が発生した場合は直ちに緩和の承認を発注者の通知により取り消すものとする。
- (3) 受注者が工事発注者から現場代理人の緩和の承認を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合には、工事発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。
- (4) 現場代理人は、発注機関の監督員と現場立会等の日程確認を綿密に行い、工事施工に問題のないよう注意すること。

(その他の条件を付す場合)

(５) その他の条件

対象工事発注者	
先行工事又はその他の工事の発注者	

現場代理人兼任配置申請書

喜多方市長

住 所
商 号
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先
(電子メール)

喜多方市工事請負契約約款第10条第3項の規定及び同規定に係る運用基準の規定により、次の工事について現場代理人 _____ を兼任させることとしたいので承認願います。
なお、これらの工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときは、兼任の解除を指示されても何ら異議を申しません。

工事 1	工事名				工種	
	工 期	から まで				
	請負金額 (円)		工事担当課			
工事 2	工事名				工種	
	工 期	から まで				
	請負金額 (円)		工事担当課			
工事 3	工事名				工種	
	工 期	から まで				
	請負金額 (円)		工事担当課			
上記の現場代理人の兼任については、裏面の条件を付して承認します（承認できません。）。 年 月 日 様 喜多方市長						
事 務 処 理 欄	上記のとおり現場代理人の兼任の承認申請がありましたので、兼任の可否について照会します。					
	1	課長	課長補佐	係長	担当者	担当課意見 ・兼任可 ・兼任不可
	2					
	3					

※提出部数は1部とする。

(裏面)

現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書の承認に当たって付す条件

- 1 現場代理人の兼任が承認された工事現場において、次の事項を履行すること。
履行されていないことが確認された場合には、兼任の承認を取り消すものとする。
 - (1) 現場代理人が不在となる工事現場においては、工事現場の取締りのほか、工事の施工に関する事項を処理できる責任者を指定し、必ず配置すること。
 - (2) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
 - (3) 現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監督員と必ず連絡が取れる体制を構築すること。※ ただし、兼任の承認を受けた工事の施工に当たっては、次の場合に限り上記(1)、(2)、(3)の義務事項を除外する。
 - ア 工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合
 - イ 契約後の準備期間中で工事に着手していない場合
 - ウ 片方の工事が中止または休止となっている場合
- (4) 現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること。
- (5) 現場代理人は、労働安全衛生法及び労働安全規則に基づき、安全衛生推進者、安全衛生責任者などを選任すること。また、作業主任者が必要な作業においては必ず配置すること。
- 2 兼任が承認された工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故が発生した場合は直ちに緩和の承認を取り消すものとする。
- 3 受注者が工事発注者から現場代理人の兼任の承認を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合には、工事発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。

現場代理人兼任配置申請書

喜多方市長

住 所
商 号
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先
(電子メール)

喜多方市工事請負契約約款第10条第3項の規定及び同規定に係る運用基準の規定により、次の工事について現場代理人 _____を兼任させることとしたいので承認願います。
なお、これらの工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときは、兼任の解除を指示されても何ら異議を申しません。

工事 1	工事名				工種	
	工 期	から まで				
	請負金額 (円)		工事担当課			
工事 2	工事名				工種	
	工 期	から まで				
	請負金額 (円)		工事担当課			
工事 3	工事名				工種	
	工 期	から まで				
	請負金額 (円)		工事担当課			
工事 4	工事名				工種	
	工 期	から まで				
	請負金額 (円)		工事担当課			
工事 5	工事名				工種	
	工 期	から まで				
	請負金額 (円)		工事担当課			
上記の現場代理人の兼任については、裏面の条件を付して承認します（承認できません。）。 年 月 日 様 喜多方市長						
事務 処 理 欄	上記のとおり現場代理人の兼任の承認申請がありましたので、兼任の可否について照会します。					
	1	課長	課長補佐	係長	担当者	担当課意見 ・ 兼任可 ・ 兼任不可
	2					
	3					

※提出部数は1部とする。

(裏面)

現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書の承認に当たって付す条件

- 1 現場代理人の兼任が承認された工事現場において、次の事項を履行すること。
履行されていないことが確認された場合には、兼任の承認を取り消すものとする。
 - (1) 現場代理人が不在となる工事現場においては、工事現場の取締りのほか、工事の施工に関する事項を処理できる責任者を指定し、必ず配置すること。
 - (2) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
 - (3) 現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監督員と必ず連絡が取れる体制を構築すること。※ ただし、兼任の承認を受けた工事の施工に当たっては、次の場合に限り上記(1)、(2)、(3)の義務事項を除外する。
 - ア 工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合
 - イ 契約後の準備期間中で工事に着手していない場合
 - ウ 片方の工事が中止または休止となっている場合
- (4) 現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること。
- (5) 現場代理人は、労働安全衛生法及び労働安全規則に基づき、安全衛生推進者、安全衛生責任者などを選任すること。また、作業主任者が必要な作業においては必ず配置すること。
- 2 兼任が承認された工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故が発生した場合は直ちに緩和の承認を取り消すものとする。
- 3 受注者が工事発注者から現場代理人の兼任の承認を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合には、工事発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。